

インターネットショッピングサイト運営業務 委託公募要領

1 趣旨

本要領は、インターネットショッピングサイト運営業務（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために行う公募の実施に関して、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

インターネットショッピングサイト運営業務

3 委託業務概要

本業務は、長野県産品の消費拡大および情報発信を目的とし、長野県アンテナショップ「銀座N AGANO」に付随して運営するインターネットショッピングサイトの運営を委託するものです。

(1) 業務内容

- ア インターネットショッピングサイト運営に係ること
- イ 販売商品および事業者管理に係ること
- ウ コールセンターおよび受発注管理業務に係ること
- エ 精算業務に係ること
- オ 当機構との協働業務に係ること
- カ 当機構への報告業務に係ること
- キ その他、本事業の運営に係ること

(2) 仕様書

別添運営業務委託仕様書（案）のとおり

(3) 委託契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 契約書

別途業務委託契約書（案）のとおり

4 公募型プロポーザルに係るスケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年10月16日（月）
質問受付	令和5年10月16日（月）～10月20日（金）午後5時まで
質問回答期限	令和5年10月23日（月）午後12時まで
参加表明書提出期限	令和5年10月24日（火）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和5年10月31日（火）午後5時まで
書類審査の実施・結果の通知	令和5年11月7日（火）
プレゼンテーションの実施	令和5年11月14日（火）
審査結果発表及び通知	令和5年11月17日（金）以降
契約締結	令和5年11月下旬～

5 受託候補者の選定方法

この業務の受託候補者の選定方式は、公募型プロポーザル方式とします。審査は、1次審査（書類選考）と2次審査（プレゼンテーション）を行います。受託を希望する方は、別に定める企画提案書等により提案してください。最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を受託候補者とします。なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担となります。

6 参加資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 過去5年以内に同種同規模の業務の履行実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) プロポーザル審査会及び当機構本部（長野市）で行う打ち合わせに参加できる態勢をとれる者であること。

7 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は企画提案書を提出することはできません。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 同種同規模業務実績調書（様式第2号）

※6-(1)の参加資格要件を満たしていることが確認できるもの

ウ 誓約書（様式第4号）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和5年10月24日（火）午後5時（必着）

(4) 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 CX事業部

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3F

(5) 提出方法 郵送または持参による。

(6) 参加資格の可否決定

参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、10月25日（水）までに口頭（電話）で連絡します。応募資格要件の該当者は連絡しません。

(7) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類 後記9「企画提案書」のとおり

(2) 提出部数 7部（コピー可）

(3) 提出期限 令和5年10月31日（火）午後5時（必着）

(4) 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 CX事業部

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3F

(5) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したかどうかを電話で確認してください。

提出された書類の取扱い等

ア 提出された書類等は、原則、返却しません。

イ 提出された書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成する場合があります。

ウ 提出された書類等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、当該提案は、無効になります。

エ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。

オ 企画提案書等の書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とします。

9 企画提案書類

(1) 企画提案書（様式第3号）および提案書類（様式任意、A4サイズ・A3Z折り可）

(2) 企画書は、別に定める委託仕様書に示した内容及び別に定める企画提案書審査要領の別表1の審査基準表を踏まえ、構成やイメージを視覚的に確認できるものを記載すること。

(3) 業務の実施体制表（様式任意、A4サイズ）

ア 会社概要又は会社概要パンフレット

イ 過去に受託した類似業務の実績（様式任意、A4サイズ）

※本業務に類似するものについて3点程度、概要がわかる資料を添付してください。

10 企画提案書提出に関する質問

(1) 企画提案に関する質問がある場合は、後記13の問い合わせ先に質問票（任意様式）を電子メールで提出することにより行ってください。

(2) 質問票の受付は、募集開始以降随時行うこととし、最終受付は令和5年10月20日（金）午後5時までとします。

(3) 電話及び口頭による質問は受け付けないものとし、原則電子メールによることとします。なお、電話にて必ず着信の確認を行ってください。

(4) 質問は当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画・積算に関する内容等にはお答えできません。

(5) 回答は、質問票の提出のあった日から2日間程度以内に随時行い、最終回答は、令和5年10月23日（月）午後12時までに行います。なお、質疑回答内容を全参加申込者に対し電子メールで送信します。

(6) 質疑回答の内容は、仕様に含まれるものとし、仕様書と異なる内容は、質疑回答の内容を優先します。

11 審査

受託候補者の選定は、別に設置するインターネットショッピングサイト運営業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査によって行います。

(1) 1次審査結果（書面審査）

提出された企画提案書について書類審査を実施し、令和5年11月7日（火）までに、電子メールによりすべての参加者に審査結果を通知する。

ア 審査方法

別添の企画提案書審査要領のとおり

イ 審査基準

別表の審査基準表のとおり

ウ 審査結果

(ア) 提出された提案書等により、審査委員会において1次審査を行い、提案内容等が優れた者を1次審査通過者として選定します。企画提案書を提出した者のうち、企画提案が選定された者に対して、その旨を電子メールにて通知します。

(イ) 上記(ア)以外の者に対して、選定されなかった旨を電子メールにより通知します。

(2) 二次審査結果 (プレゼンテーション)

ア 審査方法

別添の企画提案書審査要領のとおり

イ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和5年11月14日(火) (会場及び時間は各参加者へ個別に連絡します。)

ウ 審査基準

別表の審査基準表のとおり

エ 審査結果

(ア) 2次審査(プレゼンテーション)では、本業務を確実に履行できる能力・体制、経費見積の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た方を本業務の受託候補者として選定することとします。選定された者に対して、その旨を電子メールにて通知します。

(イ) 上記(ア)以外の者に対して、選定されなかった旨を書面により通知します。

1.2 契約手続き等

(1) 契約の締結

ア 業務の実施内容については、企画提案書の内容をそのまま実施するとは限らないものとします。

イ 受託候補者と当機構は、企画提案書の内容を基にし、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整を行うものとし、この協議と調整が整い次第、随意契約により別紙「委託契約書(案)」により契約を締結するものとします。

ウ なお、受託候補者との協議と調整が整わない場合は、受託候補者との契約締結を取りやめ、次点の受託候補者との契約締結に向けての協議と調整に移行するものとします。

(2) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ当機構と協議し、当機構が認めた場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うのにあたり取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に行ってください。

(4) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

1.3 企画提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

一般社団法人長野県観光機構 CX事業部

(マネージャー) 山崎 (担当) 伊東

住所 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3F

電話 026-219-5276

ファクシミリ 026-219-5277

電子メール butsushin@nagano-tabi.net